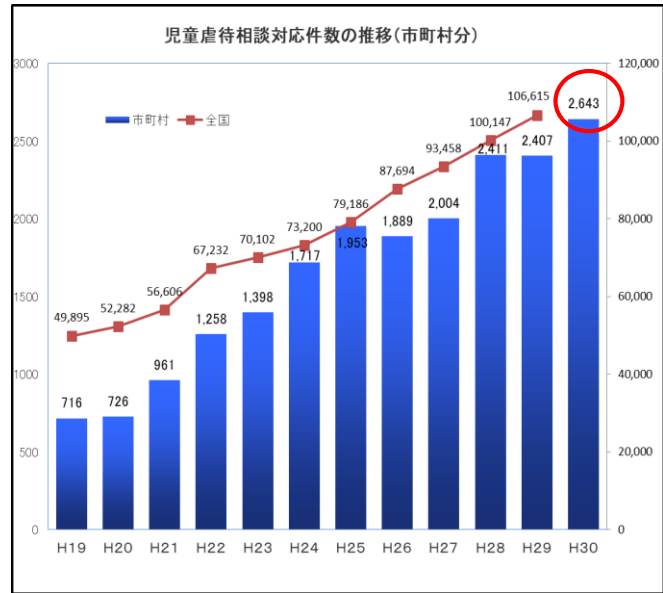
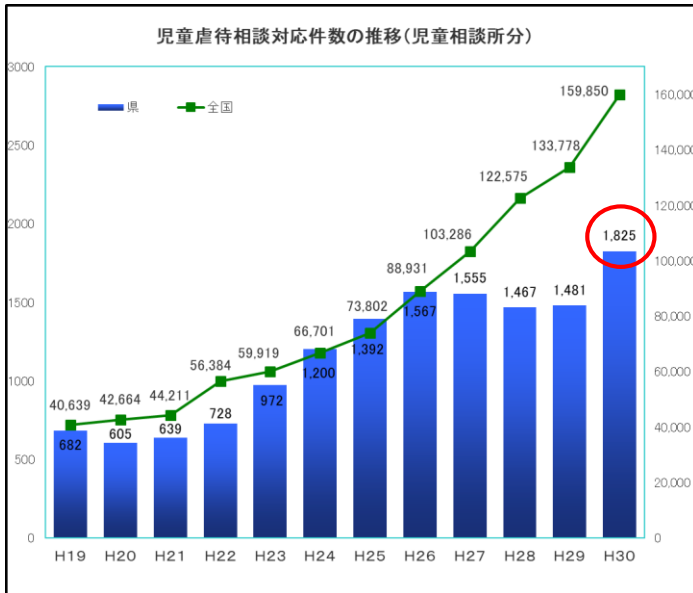


奈良県における現状と取組

【本県の現状】

1 児童虐待の現状



○児童虐待相談対応件数について、児童相談所分及び市町村分ともに、平成30年度は過去最多となった。

○いずれも10年前と比べ3倍以上に増加

・被虐待児の年齢 (30県受付分)

0～3才未満(367件、20.1%)、3才～学齢前(440件、24.1%)、小学生(636件、34.8%)、中学生(253件、13.9%)、高校生他(129件、7.1%)

2 児童福祉司及びSV(スーパーバイザー)の現状

年度	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31(R1) (2019)	R2 (2020)	R4 (2022)
児童福祉司数	22人	27人	31人	31人	33人	
法定配置標準数	29人	34人	32人	39人	47人	63人必要
不足数	▲7人	▲7人	▲1人	▲8人	▲14人	▲30人 (R2比)

※H31年度以降の配置加算は、H30年度の数値を据置

OSVの配置

- ・配置標準: 児童福祉司5人につき1人
- ・R2年度配置数: 7人(係長以上)
- ・R4年度必要数: 11人

課題

- ◇「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」において、**2022年までに児童福祉司のさらなる増員**が求められているが、**30人の不足(R2年度比)**が見込まれる。
- ◇**SVの配置**を行っているものの、本来の指導、教育だけでなく、個別ケースを担うなど**負担が非常に重くなっている**。

国にお願いすること

- **SV職員によるOJTの確立を図ることで、児童虐待事案に的確に対応できる人材育成の強化が必要。**

現在、SV職員は児童福祉司の個別業務を兼ねている場合が多く、子どもの安全確保や児童福祉司の育成のために、**児童福祉司の増員とは別枠でSV職員の増員計画を定め、配置にかかる経費の財政支援を検討いただきたい。**